

令和7年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省7-Ⅲ①)

政策分野名 【施策名】	水産資源管理の着実な実施
政策の概要 【施策の概要】	資源調査・評価の充実、新たな資源管理の着実な推進、漁業取締・密漁監視体制の強化等、海洋環境の変化への適応
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	・水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定) 第2 I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和4年6月21日改訂) Ⅲ 13. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I .[4] 1 .(3) iv) 水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定) 第2章 2. (3) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保 ・規制改革実施計画(令和7年6月13日閣議決定) II 実施事項 ・成長戦略等のフォローアップ(令和5年6月16日閣議決定) IV. 1. 「デジタル田園都市国家構想の推進」関連

施策(1)	資源調査・評価の充実										
目標①【達成すべき目標】	MSYベースの資源評価の拡大										
測定指標	ア MSYベースの資源評価対象 資源数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	5年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	12年度		
		実績値		-	-	38資源	40資源				
	達成度合い		(:)	(:)	(A: 100.0%)	(A: 105.3%)	(:)		A	S↑一直	
年度ごとの目標値		38資源	-	-	38資源	38資源	40資源	45資源			
把握の方法	出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の3月 算出方法:国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺の水産資源の評価により把握。										
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標②【達成すべき目標】	迅速な漁獲データ、電子的な漁獲報告等を可能とする情報システムの構築・運用などのDXを推進										
測定指標	ア TAC管理等に必要な漁船・ 許可情報の一元管理システムを 利用する都道府県数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	5年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
		実績値		-	-	-	5道県				
	達成度合い		(:)	(:)	(:)	(:)	(:)				
年度ごとの目標値		0 都道府県	-	-	-	-	20 都道府県 以上	20 都道府県 以上			
把握の方法	出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度末 算出方法:都道府県等からの報告により把握										
達成度合いの 判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

施策(2)	新たな資源管理の着実な推進										
目標①【達成すべき目標】	ロードマップに盛り込まれた工程を着実に実現										
測定指標	ア 漁業生産量		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	30年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	12年度		
		実績値		292万トン	289万トン	276万トン	令和9年 3月上旬 把握予定				
	達成度合い		(B:79.1%)	(B:71.2%)	(B:71.1%)	(:)	(:)		B	F↑一直	
年度ごとの目標値			331万トン	369万トン	378万トン	388万トン	397万トン	406万トン	444万トン		
把握の方法	出典:漁業・養殖業生産統計年報 作成時期:調査年度の翌年度の3月頃 算出方法:我が国の海面及び内水面漁業生産量から、藻類及び海産ほ乳類を除いた数値を集計 ※令和7年度実績の把握は令和9年3月上旬となるため、令和6年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標②【達成すべき目標】	ロードマップに従い、漁獲量ベースで8割をTAC管理										
測定指標	ア 漁獲量のうちTAC資源の占める割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	28～30年度の 平均	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	7年度		
		実績値		60.5%	64.6%	71.9%	76.5%				
	達成度合い		(B:75.6%)	(B:80.8%)	(B:89.9%)	(A: 95.6%)	(:)		A	F↑一直	
年度ごとの目標値			60.5%	80%	80%	80%	80%	-	80%		
把握の方法	出典:漁業・養殖業生産統計年報(H28年度～H30年度の平均値) 作成時期:調査年度翌年の5月頃 算出方法:遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類を除いた数値を集計。漁獲量は年によって変動するものであり、施策の効果とは関係なしに達成度合いが増減してしまうことを避けるため、本指標の達成度合いを計算する際は、ロードマップ策定時に基準値を計算した際に使用した、平成28年度～平成30年度の平均漁獲量データを使用することとする。										
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標③【達成すべき目標】	令和5年度までに、沖合漁業(大臣許可漁業)にIQ管理を原則導入										
測定指標	ア IQ管理を導入した魚種・漁業種類の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	2年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	5年度		
		実績値		91%	100%	-	-				
	達成度合い		(A: 91.0%)	(A:100%)	(:)	(:)	(:)		A	S↑一直	
年度ごとの目標値			0%	100%	100%	-	-	-	100%		
把握の方法	出典:資源管理基本方針(漁業法第11条に基づく農林水産省告示) 作成時期:調査翌年度第1四半期中を目処に作成 算出方法:IQ管理を導入した魚種・漁業種類／令和5年度末までにIQ管理の導入を目指している魚種・漁業種類										
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

目標④【達成すべき目標】		資源の維持・回復に効果的な取組の実践を推進									
測定指標	ア 検証の結果、効果ありと認められた資源管理協定の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	5年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	8年度		
		実績値		－	－	93%	89%				
	達成度合い			(:)	(:)	(A: 132.9%)	(A: 127.4%)	(:)		A	S↑－直
年度ごとの目標値			0%	－	－	70%	70%	70%	70%		
把握の方法	出典：水産庁調べ 作成時期：調査翌年度第1四半期中を目処に作成 算出方法：検証の結果、効果ありと認められた資源管理協定の数/検証を行った資源管理協定の数 ※「検証の結果、効果ありと認められた資源管理協定の数」、「検証を行った資源管理協定の数」はいずれも令和6年度からの累計値とする。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満										
備考											
施策(3)	漁業取締、密漁監視体制の強化等										
目標①【達成すべき目標】		特定水産動植物に係る密漁取締の推進									
測定指標	ア 特定水産動植物(あわび、なまこ、うなぎの稚魚)制度違反の検挙件数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	毎年度		
		実績値		289件	312件	254件	令和9年 3月下旬 把握予定				
	達成度合い			(B: 94.1%)	(B: 92.6%)	(A: 122.8%)	(:)	(:)		A	F＝－直
年度ごとの目標値			272件	対前年減 又は同数	対前年減 又は同数	対前年減 又は同数	対前年減 又は同数	対前年減 又は同数	対前年減 又は同数		
把握の方法	出典：都道府県調べ 作成時期：調査翌々年度の4月頃 算出方法：水産庁から都道府県に対して調査を依頼(警察及び海上保安庁については、都道府県から照会) ※令和7年度実績の把握は令和9年3月下旬となるため、令和6年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝前年度の実績値／当該年度の実績値×100 A'ランク：150%超、Aランク：100%以上、Bランク：50%以上100%未満、Cランク：50%未満										
備考											
目標②【達成すべき目標】		関係国間や関係する地域漁業管理機関(RFMO(注4))における協議や協力を積極的に推進									
測定指標	ア 国際機関による資源管理対象魚種のうち、我が国に關係する魚種の数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	毎年度		
		実績値		57魚種	59魚種	62魚種	62魚種				
	達成度合い			(A: 101.8%)	(A: 103.5%)	(A: 105.1%)	(A: 100.0%)	(:)		A	S＝－直
年度ごとの目標値			56魚種	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数	対前年増 又は同数		
把握の方法	出典：水産庁調べ(各RFMO、我が国の資源管理の実施状況) 作成時期：調査翌年度の5月頃 算出方法：調査結果を集計										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値／前年度の実績値×100 A'ランク：150%超、Aランク：100%以上、Bランク：50%以上100%未満、Cランク：50%未満										
備考											

施策(4)	海洋環境の変化への適応											
目標①【達成すべき目標】	気候変動の影響も検証しつつ、新たな資源管理システムによる科学的な資源評価に基づく数量管理の取組を着実に推進											
測定指標	ア 漁獲量のうちTAC資源の占める割合【再掲】	年度	基準値 28～30年度の 平均	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	目標値 7年度	達成	指標一 計算分類	
		実績値		60.5%	64.6%	71.9%	76.5%					
		達成度合い		(B:75.6%)	(B:80.8%)	(B:89.9%)	(A: 95.6%)	(:)				
	年度ごとの目標値		60.5%	80%	80%	80%	80%	-	80%	A	S↑一直	
把握の方法	出典:漁業・養殖業生産統計年報(H28年度～H30年度の平均値) 作成時期:調査年度翌年の5月頃 算出方法:遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類を除いた数値を集計。漁獲量は年によって変動するものであり、施策の効果とは関係なしに達成度合いが増減してしまうことを避けるため、本指標の達成度合いを計算する際は、ロードマップ策定時に基準値を計算した際に使用した、平成28年度～平成30年度の平均漁獲量データを使用することとする。											
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考												
目標②【達成すべき目標】	MSYに基づく新たな資源評価を着実に進める											
測定指標	ア MSYベースの資源評価対象資源数【再掲】	年度	基準値	5年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	目標値 12年度	達成	指標一 計算分類
		実績値		-	-	38資源	40資源					
		達成度合い		(:)	(:)	(A: 100.0%)	(A: 105.3%)	(:)				
	年度ごとの目標値		38資源	-	-	38資源	38資源	40資源	45資源	A	S↑一直	
把握の方法	出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の3月 算出方法:国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施する我が国周辺の水産資源の評価により把握。											
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考												
目標③【達成すべき目標】	漁業調整に配慮しながら、複合的な漁業への転換など操業形態の見直しを段階的に推進											
測定指標	ア 漁業生産量【再掲】	年度	基準値	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	目標値 12年度	達成	指標一 計算分類	
		実績値		292万トン	289万トン	276万トン	令和9年 3月上旬 把握予定					
		達成度合い		(B:79.1%)	(B:71.2%)	(B:71.1%)	(:)	(:)				
	年度ごとの目標値		331万トン	369万トン	378万トン	388万トン	397万トン	406万トン	444万トン	B	F↑一直	
把握の方法	出典:漁業・養殖業生産統計年報 作成時期:調査年度の翌年度の3月頃 算出方法:我が国の海面及び内水面漁業生産量から、藻類及び海産ほ乳類を除いた数値を集計 ※令和7年度実績の把握は令和9年3月上旬となるため、令和6年度実績値を用いて評価を実施。											
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考												

目標④【達成すべき目標】		回帰率の良い取組事例の横展開									
測定指標	ア サケの放流数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	2年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	8年度		
		実績値		1,336 百万尾	1,160 百万尾	965 百万尾	令和9年 6月下旬 把握予定				
		達成度合い		(A: 96.7%)	(B:81.5%)	(B: 65.7%)	(:)	(:)		B	F↑一直
	年度ごとの目標値		1,381 百万尾	1,381 百万尾	1,424 百万尾	1,468 百万尾	1,511 百万尾	1,554 百万尾	1,554 百万尾 (直近5カ年の 放流尾数 5中3平均値)		
把握の方法	出典:国立研究開発法人 水産研究・教育機構「主な道県におけるサケの放流数と来遊数及び回帰率の推移」 作成時期:調査年度の翌々年度6月頃把握予定 算出方法:国立研究開発法人水産研究・教育機構「主な道県におけるサケの放流数と来遊数及び回帰率の推移」により把握 ※令和7年度実績の把握は令和9年6月下旬となるため、令和6年度実績値を用いて評価を実施										
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		【判断根拠】 目標の達成度合いに用いる測定指標11個のうち、Aが8個、Bが3個(うち、前年度の実績値を下回った指標3個)となっており、「③相当程度進展あり」と判定した。	
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	【(2)①ア及び(4)③ア】漁業生産量 漁業生産量については、令和6年度の実績値が276万トンで、達成度合いが71.1%で「B」となり、また、前年度の実績値を下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 長期的に減少傾向にある我が国の漁獲量に歯止めをかけ、国民に対し安定的に水産物を供給するため、平成30年12月に漁業法が改正、令和2年12月から施行され、資源管理については、漁獲可能量(TAC)による管理を基本とすることとされた。この漁業法に基づく資源管理を推進するために、水産庁は令和2年9月、「資源管理の推進のためのロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)を策定、公表した。②のとおり取組を進めているが、我が国の漁業生産量は現在も緩やかな減少傾向が続いており、その要因として、海洋環境の変化や水産資源の減少等が指摘されている。 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 ロードマップに基づく資源管理の取組を推進した結果、令和5年度末までに、資源評価対象種を192種まで拡大するとともに、500市場以上において産地水揚げ情報の電子収集体制を構築し、全ての資源管理計画を資源管理協定に移行した。また、令和7年度末までには漁獲量ベースで77%をTAC管理の対象とし、大臣許可漁業の12魚種・漁業種類においてIQ管理を導入した。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 ロードマップに基づく取組により、②のとおりTAC管理対象資源の拡大やIQ管理の導入、資源管理協定への移行等の漁業法に基づく資源管理の取組は着実に進展している。 一方で、水産資源は、餌不足、被捕食、生態系の変化等の漁獲以外の原因による死亡(自然死亡)によっても減少するものであり、ロードマップ策定当初には十分に想定されていなかったほどの近年の海洋環境の変化、すなわち、ア 地球温暖化に伴う海水温の上昇(国際的にも問題となっているが、日本近海で特に顕著となっている)、イ 黒潮大蛇行の変動などの海流の変化、ウ これらの結果として魚類の餌料となるプランクトンの減少など、マサバ、サンマ等、TAC管理の対象を含めた不漁の要因となっている。以上の結果、達成度合いがBとなったものと分析している。	
		【(4)④ア】サケの放流数 サケの放流数については、令和6年度の実績値が965百万尾で、達成度合いが65.7%で「B」となり、また、前年度の実績値を下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 我が国のサケはふ化放流事業により資源造成がなされていることから、サケ資源の維持増大には十分な放流数を確保することが重要である。また、放流した稚魚が成長し親魚となって帰ってくる割合(回帰率)を高めることで、サケ漁獲量の増加やふ化放流事業に供する親魚の確保につながることから、回帰率の向上に向けた耳石温度標識放流(注5)による回帰効果の調査検証、得られた知見や放流手法の普及と横展開に取り組んでいる。しかし近年、サケ稚魚の沿岸生活期における水温の上昇や餌となるプランクトンの種組成などの海洋環境の変化等により、沿岸域でのサケ稚魚の生残率が大きく低下していることなどから、サケの不漁が長期化・深刻化している。 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 サケの放流数を確保するためには、回帰率(親魚来遊数/稚魚放流数)の向上が必要であることから、放流後に回帰した親魚を調査することにより、回帰率の向上が期待できる放流時期やサイズに関する知見を集め、種苗生産・放流手法の改善に取り組んでいる。また、増殖関係者が参加する広域協議会等を開催し、得られた知見を現場に共有して放流手法の改善を推進しているところ。加えて、これまでは1水系に複数あるふ化場では個別に検討していた放流体制を、ふ化場の特性(水温等)を最大限生かしながら水系全体(地域全体)として回帰率を最大化させるような取組を実施している。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 近年、水産研究・教育機構などの研究機関によりサケ稚魚の沿岸生活期の水温上昇や餌環境の変化により、十分な成長ができずに生残率が低下している可能性が指摘され、サケの不漁が長期化・深刻化しており、特に本州太平洋側で、ふ化放流事業の実施に不可欠な親魚の確保が困難な状況になっている。このため各県の放流数が計画を下回り、達成度合いが「B」となったものである。これまでも、親魚確保ため、稚魚の放流効果を向上させる新たな手法や成果の普及を進めてきているものの、当該手法や成果を普及するには親魚として回帰するまでに4-6年程度の期間が必要であるが、近年は急激な海洋環境の変化に飼育技術や放流体制の構築が追いついていないことも不漁を深刻化させている要因の一つと考えている。また、沿岸での成長に最も重要な餌であるプランクトンの組成が変化していることが明らかとなりつつあるが、今の観測体制では十分にその変化を把握できていないことで、放流方法の改善が進んでいないことも大きな要因と考えられる。	
	次期目標等への反映の方向性	【(2)①ア及び(4)③ア】漁業生産量 上記「測定指標についての要因分析」欄に記載のとおり分析をしているものの、人為的に漁業の活動を調整し、漁獲による死亡を管理する資源管理の取組は依然として重要であり、引き続き、ロードマップに基づく取組を進め、MSYを実現する水準に水産資源を維持または回復させることを目指す。加えて、海洋情報を効率的に収集し、海水温上昇等による海洋環境の急激な変化を的確に捉えた精度の高い資源評価の確立、新たな操業形態への変革に向けた実証等、変化する海洋環境においても漁業生産量を回復・増加させるための施策を推進する。 【(4)④ア】サケの放流数 サケの不漁が長期化・深刻化している状況にあるが、回帰率の向上と放流数の確保は、サケの資源造成に重要な指標である。引き続き、現目標に則って、水温上昇や餌環境の変化などの海洋環境に対応したふ化放流体制を目指し、回帰率の向上に向けた取組を進め普及していくが、これまでの調査により、放流後の稚魚が沿岸で成長するときに適した水温の期間が短くなっていることなどが明らかとなってきたことから、放流後の河川や沿岸での減耗軽減に有効と考えられる大型種苗の飼育技術の開発と大型種苗の放流の効果検証を進めているところである。さらに、その成果の早急な普及と展開、餌となるプランクトンの種類の組成の変化に対応した調査体制の構築も含めて、将来的にも大きく変化する海洋環境にも対応できるサケふ化放流体制を目指しながら、回帰率向上と放流数確保に取り組んでいく。	

学識経験を有する者の 知見の活用	【(2)①ア及び(4)③ア】漁業生産量 ・海水温の上昇に伴い漁場や魚種が激変する中、一律に「生産量の拡大」を追い求める目標設計は、もはや現場の実態と乖離しつつある。単なる量的な目標に加え、生産額をはじめとする多角的な指標による補充が必要ではないか。(柳内委員) →漁業生産量の回復を図るべくTAC管理等の資源管理を進めているところ、資源評価については重量ベースで行われ、これを踏まえてTAC管理等も行われていることから、重量に着目した指標となっている。指標の趣旨はこのようなものだが、重量以外の多角的な指標についても今後参考とさせていただきたい。なお、水産基本法では、水産行政の一番の目的は国民への水産物の安定供給であり、将来にわたって良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならない旨規定されているため供給量に重きを置かなくてはならないことになっている。 ・クロマグロの資源回復が他魚種に及ぼす影響に象徴されるように、すべての魚種で同時にMSYを最大化することは現実的ではない。単一魚種管理の枠組みを超え、魚種間の相互影響を考慮した「戦略的なベストミックス資源管理」に進化させるべく、主導的な国際交渉力の発揮を求める。(柳内委員) →現在の資源評価については、種と種の間関係を必ずしも的確に表現、把握するには至っていないものの、海の中では捕食、被捕食の関係が存在することも実際であり、いただいたご意見も踏まえて資源評価に取り組んで参りたい。 ・IQ管理について、手続きの硬直化による未消化枠の滞留を防ぐため、グループクォーターの活用など、迅速かつ柔軟に融通できる運用ルールへの再構築をお願いする。(柳内委員) →IQ管理が始まってから数年が経ち、知見が蓄積してきたため、課題の洗い出しを行うとともに漁業の特性や資源の状況を踏まえて、さらに効率的な枠の使用について考えてまいりたい。 ・水産業の成長産業化にとっても基本はTAC管理を行い資源回復を図っていく、漁獲量の増大という目標を達成できるのであればそれがベストであり異論はない。ただし、解決にどれだけの時間を要するのかという時間的要素が漁業者に突き付けられている。従来の縦割りの漁業許可制度を前に、操業のマルチ化を進めていく上で時間軸や覚悟を水産庁として漁業者側に時間的余裕をもって提示いただく必要がある。(柳内委員) →操業の複合化について、どのような操業が成り立つか実証事業を行っているところ。経営の問題もあるので、いかに短期間でゴールを目指していくかということを考えるとスケジュール感が大事だと思っている。一方で、既存の漁業の許可制度は関係者の調整のもとに成り立っているため、大きく漁業の形態を変えようとするとなかなか軋轢が生じる。さんま漁業といか釣漁業を組み合わせたといった実証を1年前に行ったが、そういった特段調整がいらない複合化は速やかに実証事業が終わった後に、実際の操業を始めているといった例もある。できるものは速やかに進め、調整が必要なものは、しっかり実証事業を踏まえた上で、関係者の合意を得て進めていく。 ・不漁の要因を海洋環境の変化だけに求めるべきではない。他国による強力な漁獲圧力が日本に介入する資源量を激減させ、我が国の生産量を減少させているという間接的な影響は見逃ごせない。日本近海での環境変化の影響が激化し、国際的な漁獲競争も激化する中、旧来の基準のまま年単位の評価を繰り返すことは行政評価としての意味を成さない。産地水揚げ情報の収集体制の構築等、DXの取組をさらに強力に進める必要がある。現場発の成功事例をモデルケースとし、全国の漁港の情報管理を一元化できるような開発、配備を国として積極的に行っていただきたい。さらに、日々蓄積している漁港のリアルタイムの水揚げ情報をAI等で有機的につなぐ仕組みの構築も必要。(嶋崎委員) →現在、ロードマップに従い、各市場においてデジタルデータを入力するシステムの導入を進めており、各地のデータを収集し、どのようにつなげていくかについては、これからの課題だと認識している。なお、資源評価を行う上でデータの充実度やリアルタイムにデータを収集することは重要であるが、水産資源というものは多くのデータを集めれば予測できるものでもない。特に海洋には栄養塩や動植物プランクトンの介入など多くの変数が存在するため、データ量があっても資源量の予測が確実になるわけではないことはご理解いただきたい。 ・水産業をめぐる構造的問題にはスマート化の遅れが大きいと考えるため、国内水産業にAIやドローンといったスマート技術を拡充していくことが急務。こうしたデジタル技術による生産量増加の潜在性を高めていくことは重要であり、技術の浸透や関連する人材育成の達成度合いについて、生産量増加の目標と関連づける形で補助となる指標として設定することも検討の余地があるのではないか。(智田委員) →養殖では自動的に餌を与える仕組み、漁業においては漁場を予測して漁獲する仕組みなど、様々な海洋データ、漁獲データを用いながら予測する技術は進んでいるところ。実際に機器メーカーで開発するものやスタートアップ企業でも取り組まれているため、こうした取組を押し進め、より効率的な漁業、養殖業に向けて取り組んでいきたい。 【(4)④ア】サケの放流数 ・AIやデータ連携の技術も活用しつつ、実効性のある放流体制の改善につなげていただきたい。また、水産資源の適切な管理や、変わりゆく海洋環境への適応を社会全体で考えていくためには、次世代を担う子供たちの理解が不可欠であるため、学校教育等の現場を通じた地道な啓発活動や情報発信に對して、より一層注力してほしい。(嶋崎委員) →AI等を活用しながら対応していくべきであると考えている。学校教育については、小学5年生の社会科の授業で水産業について、資源を獲りすぎてはいけないこと、つくり育てる漁業が重要であること等、教育いただいているところ。若い方々への普及啓発活動や新規就業者の確保のための取組については今後も引き続き行ってまいりたい。 ・海水温の上昇や海流の変化は今後も続く可能性が高く、短期的に劇的な改善をするのは難しい。サケについては、数を増やすために海洋の状況に合わせるという方向への転換点を迎えているように思うが、観測体制の向上を図るにあたり、具体的な手法として今後どのようなものを想定しているのか。高温耐性をもつ品種の開発といった新たな飼育技術や、ふ化場の効率的な運営、回帰率の高い放流方法の追求など、そういった取組の進捗度合を巡る新たな指標を補足的に設けても良いのではないか。(智田委員) →少しでも回帰する親魚の量が増えるように、陸の上で大きく育てた後に放流し増やすことを行っていくが、回帰状況を踏まえ、各地のふ化場や放流する河川は集約化していかなければならないと考えている。トータルで放流数を維持しながら、効率が悪い部分については今ある施設を別の用途に転換していくといった対応も必要と認識している。	

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	
-----------------------------------	--

評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算	・海洋環境が変化する中においても着実に水産資源の管理を推進をし漁業生産の回復につなげていくため、新たな地域の資源状況や実情に応じた新たな操業体制を整備するための資源管理の取組の支援、また、サケの放流数を確保するための回帰率(親魚来遊数/稚魚放流数)の向上を実現するため、放流後の河川や沿岸での減耗軽減に有効と考えられる大型種苗の飼育技術の開発と大型種苗の放流の効果検証に対する支援を行う「新ロードマップに基づく資源管理等高度化促進事業(新たな資源管理システム構築促進事業)(拡充)(予算事業ID:003387)」を要求する。 ・餌料効率の向上を目指した新たな飼料原料の導入等によるさけ稚魚の飼料の開発等に対する支援を行う「環境変動に対応した持続的漁業・養殖業構築緊急対策事業(継続)(予算事業ID:021454)」を要求する。
	税制	—
	その他 (法令、組織、定員等)	—

担当部局名	水産庁 【管理調整課/漁獲監理官/国際課/研究指導課/漁場資源課/栽培養殖課】	政策評価実施 時期	令和8年8月
-------	--	--------------	--------

(参考)
用語解説

注1	MSYベースの資源評価	持続的に採捕可能な最大の漁獲量(MSY:Maximum Sustainable Yield)を基準にした資源評価
注2	TAC資源	TAC資源とは、TAC(Total Allowable Catch; 漁獲可能量(一年間に採捕することができる数量))により管理を行う資源のことをいい、改正漁業法に基づく資源管理基本方針において「特定水産資源」に指定された資源のこと。改正漁業法では、資源管理はTACによる管理を基本とするとされている。
注3	IQ管理	IQ管理とは、IQ(Individual Quota; 漁獲割当て(特定の水域や漁業種類等で構成される区分である管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること。))により行う管理のこと。改正漁業法では、TACによる管理はIQ管理を基本とするとされている。
注4	RFMO	水産資源の保存及び持続可能な利用の実現を目指し、個別の条約に基づいて設置される国際機関。沿岸国・地域及びかつお・まぐろ類等高度回遊性魚種を漁獲する国(遠洋漁業国)等が参加し、対象資源の保存管理措置等を決定している。
注5	耳石温度標識放流	耳石温度標識は、人為的に水温を変化させることにより、魚の内耳にある耳石(炭酸カルシウムの結晶)に輪紋が形成される特性を利用し、バーコード状の模様を付ける標識手法。一度に多数の魚に標識をつけて放流することが可能で、放流後に再捕した魚の耳石温度標識から、放流された場所、時期やサイズを追跡することができる。

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和8年度事前分析表をご覧ください。